

令和5年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（大平地域）

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	富田第3	<p>【自治会からの消防団員選出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富田第3自治会では選出枠が2名となっていますが、毎年選出について苦慮しています。</li> <li>・理由として、戸数に対して「2」という数字が大きく、しかも高齢者が多く、結局無理を言って5年とか長期にわたってやってもらっているのが現状です。</li> <li>・消防署員の数の倍増あるいは、団員に対する「手当」の倍増等、もはや人間の「善意」頼みの非現実的手法から抜け出す時代と思います。</li> </ul>	<p>【消防総務課：TEL23-3527】</p> <p>日頃より消防団活動についてご理解いただき、誠にありがとうございます。また、消防団員の確保についてもご尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、消防団員の確保について苦慮されているとのことですが、少子高齢化の進む現代において、団員の確保は市内各地域において苦勞されているのが現状です。</p> <p>自治会からの選出人数に関しまして、富田第3自治会は大平第1分団第1部の管轄であり、構成している自治会は「富田第1」「富田第2」「富田第3」「富田第7」「中央町第1」の5つとなっております。割り振り人数の変更について検討される場合は、大平第1分団第1部及び各自治会とご協議いただく必要があります。</p> <p>消防団事務局としましては団員確保に苦慮しているこのような現状を踏まえ、まず、平成30年から消防団再編に着手し、分団・部の統合、定員の見直しを行い、令和3年4月から新体制となっております。</p> <p>次に、団員の処遇の改善として、報酬額の増額をいたしました。具体的な内容の一つとして、災害時に出動した消防団員に対する報酬額を「2,000円」から1日最大「8,000円」（7時間45分未満は4,000円）に増額をしたところです。</p> <p>なお、「5年間という長期間頼むケースがある」とのことですが、消防団は満5年以上勤務すると、最低20万円の退職報償金（いわゆる退職金）が支給されます。</p> <p>また、本市消防団では「機能別消防団員」という制度がございます。再入団者が対象など一定の条件はありますが、負担が少なく消防団活動を行えますので、人選の際に検討していただければと思います。</p> <p>しかし、これらの対策に努めても、周知が足らなければ十分ではないと存じますので、事務局としては引き続き、消防団活動の広報を実施してまいります。</p> <p>なお、消防団事務局内に団員確保のためのチラシ等の準備もあります。個別でのご相談を含め、必要な際はいつでもお声かけください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：消防総務課：TEL 23-3527】</p>
2	西山田第1	<p>【緊急放送の有効活用のお願】</p> <p>西山田地区は「太平山・晃石山を歩こうハイキング」の観光地区で、山林になっております。昨年熊が出没したと猟友会から連絡があり、班長を通して電話連絡網をお願いしましたが、平日のこともあり不在が多く円滑に伝える事が出来てない状況でした。</p> <p>今回（4/27）も、熊が出没したと平日に連絡がありました。万が一事故が起きてからでは遅いと感じ自治会役員から各戸へ緊急電話連絡等をしている状況です。太平山・晃石山等の熊出沒時は、緊急放送で、速やかに西山田地区及び観光の方に注意喚起を伝えるシステムを構築して欲しいと思います。</p>	<p>【農林整備課：TEL21-2762】</p> <p>クマなどの危険鳥獣が出没した場合には、緊急性に応じて必要な内容を、周辺住民や学校、事業所、ハイキング客などへ周知しています。</p> <p>周知は、自治会長や周辺施設への個別の連絡、注意看板の設置、電子メール・SNSなど複数の手段で行うほか、昨年10月の晃石山の無線中継所付近でクマの目撃があった際には、防災行政無線（屋外スピーカー）による緊急放送も行いました。</p> <p>しかしながら、現在の情報伝達手段では迅速かつ十分に伝えられない場合がありますので、今後もより効果的な伝達手段を検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：農林整備課：TEL 21-2762】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
3	西山田第1	<p>【外国人の方の移住について】</p> <p>町として、受け入れをどうしているのかと、自治会として、外国人の方の受け入れがあった場合の対応事例等を教えて欲しい。</p>	<p>【大平地域づくり推進課: TEL43-9205】</p> <p>市では、外国人の方が移住されてきた場合であっても、基本的に日本人の場合と同様の対応をしておりますが、ごみの出し方については、英語、中国語、スペイン語等外国語で作成したものを配布しております。</p> <p>また、栃木市国際交流協会において、多言語による生活情報の提供も行い、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりを行っております。</p> <p>自治会の対応に関しましては、日本語の習熟度等の関係で難しい場合もあるかもしれませんが、自治会に入っごみ当番をするなど、日本人と同じように対応している自治会もあると伺っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:大平地域づくり推進課: TEL 43-9205】</p>
4	中央第1	<p>【昭和第二公園除草剤散布のお願い】</p> <p>中央町第1自治会が管理・使用している昭和第二公園において、環境美化活動を、計画した8回に対しR4年度は13回実施しました。</p> <p>地球温暖化の影響で雑草の成長が早くなっていることと、従来の除草剤が効き難い雑草が増えてきたために、除草剤散布並びに草回収の回数を増やさざるを得なかったためです。</p> <p>除草剤散布量増加並びに価格アップのために費用が増加した中、更に従来より強力な除草剤を使用する必要が出て来たため、費用負担がかなり増加しています。また、高齢化により、活動参加者の体への負担も増加しています。</p> <p>今後は、栃木市において、年2回～3回当該公園の除草剤散布をお願いしたいと思います。</p>	<p>【公園緑地課: TEL21-2413】</p> <p>平素より昭和第二公園の環境美化活動を実施いただきましてありがとうございます。おかげ様で公園は美化が保たれ、安心安全に利用することができる公園となっております。</p> <p>中央町第1自治会において年間13回もの環境美化活動に取り組んでいただいていることを踏まえ、今後は、市におきまして年1回は除草剤散布を実施いたします。</p>	<p>【担当課:公園緑地課: TEL 21-2413】</p> <p>ご要望のありました、当該公園への除草剤散布につきましては、自治会の活動と調整を図りながら実施いたします。</p>
5	中央第1	<p>【下皆川地区永野川 川谷橋付近までの除草作業のお願い】</p> <p>下皆川地区の永野川において、川谷橋から、東武日光線鉄橋までの約半分の距離の土手の清掃は、今まで中央町第1自治会が行って来ました。その際、道路側土手側面から刈り取った草は、永野川河川側土手内側の土の上に投げ込み、自然に分解させていました。</p> <p>現在、災害復旧工事の為土手の清掃は行っていませんが、護岸工事完成後は清掃、特に雑草除去を再開させる必要があります。</p> <p>しかし、護岸工事完成後は河川側土手には土面がなく、投げ込むことが出来なくなるので、刈り取った草はゴミ袋に詰めて回収することが必要になります。尚、永野川土手清掃は、環境美化活動の一環として昭和第二公園及び中央公園の清掃と同時に行っていますが、クリーン推進課からは、一度で回収出来るようにゴミ袋を同一箇所に集めるよう指示されています。</p> <p>その為、永野川土手で刈り取った草は昭和第二公園に移動させなくてはならず、刈取り以上に大変な労力が必要になります。</p> <p>自治会員の老齢化も進んでおり、今後は、当該地域永野川道路側の除草作業を栃木市にて行って頂きたいと思っております。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774】</p> <p>地域の美化活動及び除草作業にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>今後におきましても、可能な範囲でご協力をお願いしたいと思っておりますが、永野川堤防の除草作業につきましては、地元は今以上の負担をかけないよう、今後の管理については、河川管理者である県に要望してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課: TEL 21-2774】</p>
6	横堀	<p>【道路舗装工事の件】</p> <p>要望事項として舗装工事を是非お願いしたいと考えています。理由1:地域住民高齢者が散歩時に乳母車を押す姿を思い浮かべて下さい。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774】</p> <p>地元の生活道路につきましては、「生活道路補修要望書」に基づき、計画的に修繕を行っておりますので、要望書を提出いただき、これに基づき検討させていただきます。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課: TEL 21-2774】</p> <p>令和5年6月に要望書を提出いただきましたので、今後計画的に舗装補修工事を実施してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
7	横堀	<p>【道路舗装の件】</p> <p>要望事項として路肩の整備を是非お願いしたいと考えています。 理由1:経年劣化によりアスファルトの亀裂 理由2:道幅が狭く車が側溝に落ちやすい為危険</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、路肩の高低差があり、危険が伴うことから、注意喚起のため「路肩注意杭」を設置しました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p>
8	牛久	<p>【防災行政無線(屋外スピーカー)設置の要望について】</p> <p>防災行政無線は、運用開始から10年が経過し、この間大雨による災害の発生もあり、当自治会住民にも防災行政無線(屋外スピーカー)の存在は認知度が高まっています。当自治会隣接地域の防災行政無線(屋外スピーカー)の設置状況を見ますと川連、土与、横堀、沼和田町に設置されています。当自治会内にはその設置がなく隣接の沼和田町(南小学校)と土与に設置されたスピーカーからの放送を聴取していると思われます。牛久地内では、その音声が聞き取りにくく、非常時での災害情報等の聴取が出来るのか危惧されており、牛久地内への屋外スピーカーの設置による改善を要望いたします。</p>	<p>【危機管理課:TEL21-2551】</p> <p>栃木市では、情報伝達手段の一つとして、防災行政無線(屋外スピーカー)を設置しておりますが、自治会毎に設置しているのではなく、聞き取り可能な範囲を想定しながらスピーカーを設置しております。 今後につきましては、防災行政無線の設置場所周辺の環境やスピーカーの向き、聞こえ方などの確認を踏まえ、よりよく聞こえるための改善や改修方法について検討してまいります。</p> <p>なお、防災行政無線からの放送の際には、言葉の間隔をあけ、ゆっくりと話し、二回繰り返すなど、聞き取り易くなるよう録音時の工夫により対応しておりますが、屋外用であるため、風や雨などの気象条件の影響や構造物による音の反響、気密性の高い屋内など、放送を聞く環境によっては聞こえない又は聞き取りにくいことがあります。 その対策として、自動音声案内(TEL:0282-24-3322)の運用の他、放送内容を市のホームページ、Facebook、Twitterにも掲載することで、できる限り広く周知ができるよう案内しております。</p> <p>また、台風や大雨等の非常時においては防災行政無線の他に、防災ラジオ(コミュニティFM)、テレビ、緊急速報メール、CC9登録制メール、市のホームページやSNSなどにより情報を発信しております。防災行政無線のみに頼らず、複数の手段を用いて情報収集できるよう準備をお願いしているところです。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>
9	川連	<p>【永野川JR橋梁架け替え工事の工事進捗について】</p> <p>昨年(R4年7月)、『一級河川永野川 JR 橋梁架け替え区間における河川改修事業に関する説明会』を、栃木県栃木土木事務所主催で開催して頂きましたが、 ① その後の(a)河川改修事業の進捗状況および(b) JR 橋梁架け替え工事の進捗状況は、どのような状況ですか? ② JR 橋梁架け替え工事の着工開始年月は決定しましたか? まだ決定していないのであれば着工開始の見込みはいつ頃ですか? (本件、栃木県栃木土木事務所の取扱案件ですが、ご回答のご対応、宜しくお願い申し上げます。)</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>永野川JR橋梁架け替え工事につきましては、河川管理者であります県に、当該箇所の進捗状況を確認しましたところ、次のとおり回答がありました。 ①(a) 河川改修事業の進捗状況は、令和5年5月末時点で10.6kmの事業区間のうち5.3kmの整備が完了し、3.6kmで河道掘削・護岸工事等を実施しております。また、改築が必要となる堰や橋梁の構造物については、堰3基全て、橋梁4橋のうち3橋の工事を実施しております。  (b) JR 橋梁架け替え工事の進捗状況については、昨年度に用地の境界立ち会いを実施しましたが、一部の土地について土地所有者の理解が得られず立ち会いができない状況にあります。本年度も、事業にご理解いただけるよう交渉を継続する予定です。  ②JR 橋梁架け替え工事の着工開始年月は決定しておりません。用地のご協力が得られ次第、架け替え工事に着手してまいります。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>施行者である県に確認しましたところ、以下の回答がありました。 ①(a)令和5年12月末時点で10.6kmの事業区間のうち、6.7kmの整備が完了し、2.7kmで河道掘削・護岸工事等を実施しております。 (b)左記回答要旨のとおりです。  ②左記回答要旨のとおりです。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
10	川連	<p>【回覧バインダーの見直しについて】</p> <p>現在『上閉じ』バインダーを支給頂いていますが、『左閉じ』バインダーを作製頂き支給頂けないでしょうか？ (ご相談理由)</p> <p>①表面のみ印刷の回覧物であれば、『上閉じ』バインダーでも回覧物閲覧に問題ありませんが、経費節減のため、A4 タテの両面印刷の回覧物が多くなっています。</p> <p>② A4 タテの両面印刷の回覧物を『上閉じ』バインダーで使用すると、裏面を読もうとすると、バインダーに挟(はさ)んだ状態では回覧物の裏面が上下逆さまとなり、裏面を読むために (a)バインダーを上下反転させるか、(b)回覧物をバインダーから外さなければなりません。</p> <p>③『左閉じ』バインダーであれば、A4 タテの両面印刷の回覧物の閲覧における問題点が少なくなり、より閲覧し易くなると思います。</p>	<p>【広報課:TEL21-2318】</p> <p>現在、自治会の回覧用に配布しているバインダーにつきましては、令和3年に更新したものになりますが、今回提案いただいたご意見につきましては、次回の更新の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:広報課:TEL 21-2318】</p>
11	真弓西	<p>【磯山の整備について】</p> <p>自治会内から【磯山を整備して、頂上の“落ちない岩”をパワースポット化することで市内外を問わず、憩いの場として地域を盛り上げる】という要望を頂いています。</p> <p>磯山は、海拔 51 メートルの県下最小の山と言われております。山上には天狗岩、御竜岩、亀ノ子岩の奇岩があり、天狗岩には「天狗の足跡(あしあと)」と云われる足形のへこみがあります。天狗岩から北西には太平、晃石の両山が望まれ、南西には夕日の神々しい様子が眺望できます。</p> <p>近年、大平運動公園(エイジェックさくら球場含め)の整備、永野川河川改修工事により景観、利便性が大変よくなっています。</p> <p>そこで、手つかずの磯山(宗教法人諏訪神社の私有地となっていて政教分離の点から難しいと思うが)を遊歩道など整備して、大平運動公園・永野川河川敷と共にハイキングコースとして盛り上げることで、明るい地域づくりに繋がると思います。</p> <p>以上のことから、磯山を整備することを要望します。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL43-9205】</p> <p>地域づくりに係る積極的なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>市といたしましても、今回いただきましたご提案につきましては、地域おこしの面で有効であると認識しておりますが、当該地は私有地ということもあり、今後、事業の必要性・実現性について関係部署と検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
12	真弓中	<p>【自治会内の住宅地内にある未舗装の私道及び認定外道路への砂利敷 依頼の市の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の急速な進展により自助、共助の重要性が認識され、自治会活動が果たす役割に期待が持たれていると思います。行政側も種々の自治会支援制度を設けて運営資金を投下し自治会活動の活発化を求めていると感じています。</li> <li>その一方で、自治会からの申請に誠意ある対応が見られない状況が有り、市の考えをお聞きしたいと思います。</li> <li>・過日、自治会内の未舗装の私道及び認定外道路への砂利の散布を申請したところ、2件の内1件は対応出来ない、1件は一部のみ対応の電話連絡を受けました。昨年は申請通りに実施していただいたものが、今回対応が変わったため対応窓口を訪問し、事情を確認した結果、1か所は私道であるため1回限りの対応になる。2か所目は対応するが、現地確認の結果半分は痛みが軽度であるため痛みが激しい箇所半分を実施する、との回答でした。</li> <li>・上記の回答に対して、自治会員への説明のため、砂利敷要否の道路の痛みについての判断基準と1回しかできない理由が明記された条例等の提示を求めたところ、判断基準は無い・1回だけ対応の条例等の記載は無いとの説明でした。</li> <li>そのため、こちらからの申請に対する回答を文書でもらいたいとお願いましたが、文書での回答は出来ないとの返事がありました。</li> <li>こちらからは文書でお願いした事項であり、重ねて文書での回答をお願いしたが出せないとのことでした。</li> <li>・私道や認定外道路とは言え、住民の生活道路であり改善支援をお願いしたところですが、理由もなく出来ないと言われ納得がいかないで文書での回答を求めたが、そのような事例がないとのことでは応じてもらえません。</li> <li>・住民と市のつなぎ役である自治会役員の立場もご理解をいただき、出来ないものは出来ないでやむを得ないが、役員が納得できて住民に説明が可能な誠意ある対応をお願いしたいと思います。</li> </ul>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774】</p> <p>今回の要望に対して、窓口において十分な説明ができず、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>市といたしましては、認定外道路は市で管理しているため、今回の要望箇所につきましては、穴埋め等の補修を実施しました。</p> <p>私道につきましては、個人または民間の法人が所有及び管理している道路であると考えますが、昨年6月に危険排除の観点から1回限りという条件で、補修を行っております。</p> <p>今後につきましては、私道を所有している住民間で話し合いをしていただき、対応していただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: 道路河川維持課: TEL 21-2774】</p>
13	真弓中	<p>【市道桜の木の管理について】</p> <p>県道 252 号線から東へ日冷工業～町田橋へ至る市道に有る桜の木の管理強化(枯枝、枯木の撤去クビアカツヤカミキリ駆除の強化)を要望したい。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774】</p> <p>要望箇所につきまして、令和5年3月に枝の伐採を実施いたしました。</p> <p>今年度につきましては、クビアカツヤカミキリの被害木であるため、成虫の休眠時期である秋以降に対応してまいります。</p>	<p>【担当課: 道路河川維持課: TEL 21-2774】</p> <p>要望箇所につきましては、秋以降に実施予定でありましたが、県が河川工事に伴い伐採を実施いたしました。</p>
14	真弓東	<p>【不法投棄の件】</p> <p>永野川・山下橋下流約 200m 左雑木林に、ごみ(家電製品その他)類の不法投棄が有る為環境に良くないので不法投棄禁止の看板の設置をして欲しい。</p>	<p>【クリーン推進課: TEL31-2447】</p> <p>現地を確認しましたところ、当該地は民地でありますので、看板等の設置につきましては、ご自身で行っていただく必要があります。</p> <p>なお、不法投棄禁止の看板につきましては、クリーン推進課にて貸出を行っておりますので、貸出を希望の際は上記連絡先までご連絡ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課: クリーン推進課: TEL 31-2447】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
15	真弓南	<p>【公民館敷地内に設置してある自立型掲示板の改修費用の補助又は掲示板に替わる方法について】</p> <p>自治会の連絡や告知の目的で掲示物を張り付けして表示するために設けられたものですが、経年劣化(木板の下部が破損している。構造は鉄骨。)や安全性(自立タイプですが基礎の固定部分に難があり自立できていない。)のために数年前からは活用されていません。</p> <p>連絡や告知は回覧版などで行っているため、連絡に時間がかかり過ぎて自治会の運営に支障が出るのが考えられます。現状では掲示板の活用が有効と考えますが、掲示板の改修費用補助や掲示板に替わる良い自治会の連絡や告知の方法を教えてください。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL43-9205】</p> <p>現在市では、各自治会公民館等に設置された掲示板の改修費用の補助等は行っておりませんので、修繕等につきましては、各自治会の判断において対応をお願いいたします。</p> <p>【広報課:TEL21-2316】</p> <p>市から、市民の方へのお知らせの方法につきましては、自治会長等の皆様にご協力をいただき、広報とちぎや班内回覧等で行っているところでありますが、ご指摘のとおり、市民の皆様全員に情報が行き渡るまでには時間がかかるのが現状です。</p> <p>そのため、緊急性を要する案件につきましては、新聞折り込みやツイッター等のSNSを活用し、速やかに情報を届けられるよう努めております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】</p> <p>【担当課:広報課:TEL 21-2316】</p>
16	下高島	<p>【樹木・竹林の枝葉伸長で枝の伐採について】</p> <p>近隣の樹木の枝が市道にかかっている地主が伐採しない場合、民法の改正により市が代理伐採を行う事が出来るのか、お伺いします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL21-2774】</p> <p>民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切取り)の改正により、令和5年4月1日より一定の条件を満たす場合には越境された土地の所有者が自ら枝を切ることができるようになりました。</p> <p>本市では、改正前につきましても、市道の通行に支障のある樹木等について、危険排除のため、市で対応をしてまいりましたが、今後につきましても、同様に対応してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p>
17	下高島	<p>【豪雨時の巴波川堤防決壊予防対策】</p> <p>下高島地内を流れる巴波川は令和元年の水害時に西側の堤防が、2カ所えぐられ、田中富男宅と宝蔵寺の東側の堤防を、市に要望して改修していただきました。</p> <p>現在、栃木市では豪雨対策として地下捷水路の整備事業を進めていると聞きます。下高島地内において先の豪雨被害で床上浸水・床下浸水の家屋や田畑等にも被害が出ましたので、巴波川への流量・堆積・繁茂等による流入被害がでないよう、十分な河川管理の対策を宜しく願いいたします。</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>ご要望の件につきまして、巴波川の管理者であります県に確認しましたところ、『巴波川については、市街地での地下捷水路の整備に加え、市街地下流区間においても、河川の断面を確保するため河道掘削等の整備を順次進めております。下高島地内においても、今後、河道掘削等の工事を予定しております。』との回答がありました。</p> <p>市としましても、雑木や堆積物の除去等、河川の適正な維持管理を県に要望してまいります。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>施行者である県に確認しましたところ、『要望のありました感際橋(小山大平線)の下流175mの区間において、両岸に溜まった堆積土の除去工事を実施しているところ。』との回答がありました。</p>
18	北武井	<p>【道路拡幅及び補修工事関係 黒川縫製様から橋本慎治様までの区間】</p> <p>平成26年から、合意が得られずに工事の着工ができずにいる。</p> <p>今後、合意形成にむけて実際に事にあたるのは、栃木市なのか、それとも北武井自治会なのか？</p> <p>合意形成が得られない場合は、不履行になりこの要望は消滅するのか？</p>	<p>【道路河川整備課:TEL21-2407】</p> <p>本市道の拡幅事業につきましては、平成28年度に関係する土地の境界確認を実施しましたが、境界の同意が得られていないことから、現在も休止となっております。</p> <p>本市道は主に地元の皆様が利用する生活道路でありますので、自治会及び地元関係者が主体となり協働で合意形成いただくよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、合意が得られるまでの期間においては、他の事例と同様に事業を休止とさせていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p>
19	北武井	<p>【巴波川の浚渫】</p> <p>今後、北武井地内を流れる巴波川の堤防・護岸工事の予定はあるのか。</p>	<p>【治水対策室:TEL21-2785】</p> <p>巴波川の堤防・護岸工事につきまして、河川管理者であります県に確認しましたところ、『巴波川については、市街地での地下捷水路の整備に加え、市街地下流区間においても、河川の断面を確保するため河道掘削等の整備を順次進めております。北武井地内においても、河川の断面確保を図るため、今後、堤防の小段撤去及び河床掘削を予定しております。』とのことでありました。</p> <p>市としましても、一日でも早く整備を進めていただけるよう、県に要望してまいります。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】</p> <p>施行者である県に確認しましたところ、『要望のありました寿橋(広域農道)～吾妻橋の250mの区間において、両岸に溜まった堆積土の除去工事を実施しているところ。』との回答がありました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
20	中央町 2 丁目	<p>【日立北側さくら並木について】</p> <p>日立・運動公園北側のさくら並木の市道の路肩に落葉や土が溜まり草が生えて道路排水や美観的にも支障があると思います。定期的な清掃をお願い致します。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774】</p> <p>要望の箇所につきまして、現場を確認したところ、市道の路肩に落葉が溜まり、道路排水等に支障があるため、清掃を実施いたします。</p>	<p>【担当課: 道路河川維持課: TEL 21-2774】</p> <p>要望の箇所につきましては、令和 5 年 9 月に道路清掃を実施いたしました。</p>
21	中央町 2 丁目	<p>【昭和第一公園の遊具の修理について】</p> <p>昭和第一公園のブランコ 4 台のうち 1 台が撤去のままになっています。修理をお願い致します。</p>	<p>【公園緑地課: TEL21-2413】</p> <p>ご不便をおかけしております。 昭和第一公園のブランコにつきましては、今年度中に修繕いたします。</p>	<p>【担当課: 公園緑地課: TEL 21-2413】</p> <p>昭和第一公園のブランコにつきましては、令和 5 年 6 月に修繕いたしました。</p>
22	新第 4	<p>【体育祭について自治会の意向を聞いて開催の可否を判断して欲しい】</p> <p>(要望の背景) これまで新型コロナの影響で、ここ数年にわたり体育祭が開催されていませんでした。一方で、もし体育祭が開催されても、当自治会は会員の高齢化が進んでいるため、積極的な参加者は極めて僅少で、参加者の募集は、班毎に半強制的な割当て方式などで参加者を集めるしかない状況にあります。 また、体育祭の参加には経費に一部補助が出るとはいえ、自治会財源からの負担も相当なものがあります。</p> <p>(要望) 体育祭については、地域住民の交流の場を提供するという趣旨は十分理解するものの、地域の高齢化等を踏まえて、今後継続的に開催するかどうかについては、各自治会の意見を聞いたうえで判断を願いたい。</p>	<p>【大平地域づくり推進課: TEL44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、各自治会長が評議員となっている大平スポーツ協会の主催であります。自治会の負担が大きく以前から見直しを求める声が市にも届いておりました。 このため、大平地区のスポーツ推進委員に、自治会の負担を軽減した形で開催できないか検討をお願いしておりましたが、今年度に入り、自治会対抗を止め、「大平地区体育祭」から名称を変更したうえで開催時間を半日に短縮し、ニュースポーツや〇×クイズなど、誰でも気軽に参加できるイベントに変更してはとのご意見をいただきました。 そこで、6月13日に開催した大平スポーツ協会総会で、評議員である自治会長等に変更案をお示し、ご意見を伺った結果、従来の「体育祭」は廃止し、代わりにニュースポーツを中心とした自由参加型のスポーツイベントを実施することになりました。  今後、イベントの詳細を検討し、決定しましたらチラシ等で周知のうえ、参加者を募集する予定です。</p>	<p>【担当課: 大平地域づくり推進課: TEL 44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、自由参加型のイベント「ふる里大平 スポーツフェスタ」として、10月8日に大平運動公園にて開催いたしました。</p>
23	西野田第 1	<p>【自治会業務の負担軽減に向けての要望 敬老事業について】</p> <p>敬老事業に関して、毎年自治会役員が役所へ出向き対象者の調査を行い、役所より支給されます祝い金(1,000円)を各自治会役員が対象者に配布及び祝い会等を実施しておりますが、他の市町村におかれましては、80歳到達時点において祝い金を2~3万円支給し、その後節目の年齢で再度祝い金を送る形を取っている自治体のあるようです。 現在、マイナンバーカード取得率が増加していますので公金の受取口座登録を利用し、祝い金の振り込みを行う事で自治会の負担軽減になる事を希望します。</p>	<p>【高齢介護課: TEL21-2241】</p> <p>本市の敬老事業としては、敬老祝金支給事業と敬老会事業補助金交付事業を行っております。 敬老祝金支給事業におきましては、85歳になられた方に1万円、100歳になられた方に10万円、101歳以上の方には記念品を贈呈しております。 一方、ご質問の敬老会事業補助金交付事業は、自治会等で開催される敬老事業に対し、その経費の一部を助成する事業であり、80歳以上の方の人数に1,000円を乗じた額の助成を行っております。その補助対象者の確認作業のため、市役所等の窓口で名簿の確認を行っていただいております。  ご質問では、マイナンバーカードを利用した補助金の振り込みをご希望とのことですが、この補助金に関しましては、高齢者個人への給付ではなく、高齢者の外出等の機会の創出やコミュニケーションの創出を目的としていることから、敬老会を主催する自治会等の団体に対して、その経費の一部を助成しております。 なお、市としては、自治会役員の皆様から負担が大きいという声は、他の自治会様からもいただいておりますので、今後、事業の在り方を含め検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課: 高齢介護課: TEL 21-2241】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
24	西野田第1	<p>【自治会業務の負担軽減に向けての要望 民生・児童員の選出に関して】</p> <p>現在民生・児童員の選任は、自治会で行ってはいますが以前は役所で行っていたとお聞きしました。 民生員は、厚生労働省管轄の非常勤の準公務員であり、一般の者が選任するのは少々違いがあるかと思えます。 現在、自治会の役員の選任も一苦労している状況ですので、今後民生員の選任は、役所で行って頂けます様お願いします。</p>	<p>【福祉総務課:TEL21-2201】</p> <p>民生委員・児童委員の推薦については、自治会単位での選出を行っていることから、3年に1度の改選の際に、自治会長様に推薦依頼をさせていただいているところです。 昨年12月の改選の際にも、委員選出の負担が大きいとの声も多くいただいております。次回改選時においては、現職の委員にも選出に協力いただく等、自治会の負担を軽減できるような方法を検討してまいります。</p>	<p>【福祉総務課:TEL 21-2201】</p> <p>自治会長様に推薦依頼をさせていただいている件につきましては、地域の取りまとめをしている自治会長様に、民生委員を推薦していただくことも必要だとの考えからありますが、自治会長様の負担を考慮いたしますと、委員選出に現職の民生委員が携わることにより、自治会長の負担も軽減できるのではないかと考えられますので、令和7年12月の一斉改選に向けて民児協および自治連との協議を検討してまいります。</p>
25	西野田第1	<p>【町民体育祭の新たな施策での開催について】</p> <p>昨年のふれあいトークでも議題にあがりました表題ですが、4年の空白期間後の開催は、各自治体内での協力体制にも求心力が低下している事は否めません。 自治会によっては、参加を取りやめている自治会もあると聞いていますが、今後、開催に向けた新たな施策をお聞きしたいと思います。 また、コロナウイルスの影響で、自治会事業の開催を控え、自治会費の徴収を削減した自治会もあるようです。開催に当たり、各自治会では、昼食・反省会等で支出費用が増加すると思われる。出来る限り、費用を発生しない・させない開催を望みます。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、各自治会長が評議員となっている大平スポーツ協会の主催となりますが、自治会の負担が大きく、ふれあいトークでもたびたび質問要望等が上がっております。 このため、大平地区のスポーツ推進委員に、自治会の負担を軽減した形で開催できないか検討をお願いしておりましたが、今年度に入り、自治会対抗を止め、「大平地区体育祭」から名称を変更したうえで開催時間を半日に短縮し、ニュースポーツやO×クイズなど、誰でも気軽に参加できるイベントに変更してはとのご意見をいただきました。 そこで、6月13日に開催した大平スポーツ協会総会で、評議員である自治会長等に変更案をお示し、ご意見を伺った結果、従来の「体育祭」は廃止し、代わりにニュースポーツを中心とした自由参加型のスポーツイベントを実施することになりました。  今後、イベントの詳細を検討し、決定しましたらチラシ等で周知のうえ、参加者を募集する予定です。</p>	<p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p> <p>大平地区体育祭につきましては、自由参加型のイベント「ふる里大平 スポーツフェスタ」として、10月8日に大平運動公園にて開催いたしました。</p>
26	西水代上第2	<p>【大平南地区公民館の設備のメンテナンスについて】</p> <p>R4年度の大平地区ふれあいトークの質問事項No1にある地区公民館のバリアフリー化要望とまったく同等で大変恐縮ではあるが、南地区公民館についても、二階大会議室のバリアフリー化(スロープ、エレベーター、そしてトイレ)は高齢化社会に対応するため必要であると思えます。 設備ではH16年設置のブラウン管モニターテレビとDVDであり、古すぎます。又故障が多くその都度、修理してもらいながら使用している状況が有り必要性、緊急性の対応判断だけであれば何とも情けない話です。 他にもカーテンなし(暗幕だけ、これもボロボロ)、必要性、緊急性の対応も良いがトイレ使用禁止箇所は一年以上そのままの状況でありもっと定期的・計画的なメンテナンスと期限を出してもらいたいと要望します。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL43-5231】</p> <p>大平南地区公民館では、今年度屋外電気工作物の部品交換等を予定しております。 また、トイレの改修につきましては、長期間ご不便をお掛けし申し訳ございませんでしたが、5月末までに工事が完了し、現在は使用可能な状態となっております。  大平南地区公民館につきましては、施設・設備が老朽化し、改善すべき点が多々あります。しかし、市内には建築年数が経過し、同様の問題を抱えている施設が多数存在し、緊急性と必要性を検討しながら対応してまいります。ご要望をいただきました、定期的・計画的なメンテナンスや期限をお示しすることは、難しい状況にあります。</p>	<p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-5231】</p> <p>屋外にある電気工作物の部品交換につきましては、令和5年7月に実施いたしました。</p>



No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
27	参加者 (土与)	<p>【防災行政無線でお昼にも市民の歌を流してほしい】</p> <p>私は農業者で、ほとんど畑や田んぼに出て仕事をしておりません。防災行政無線についてお願いがあります。毎日5時になると市民の歌が流れて、今日も充実した1日が終わったな、ありがたいなと思いながら毎日聞かせていただいております。</p> <p>合併前の大平町時代には、緊急火災用のサイレンが11時半になっていました。防災行政無線があるので、お昼にも音楽を流していただけたいのかなと思っております。ただ、お昼だと学校が授業中で、騒音問題もあると思いますので、教育委員会の方とすり合わせをして、できるのであれば11時半じゃなくてもいいですから、お昼にもその音楽を流していただきたいです。ぜひご検討をお願いいたします。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>お昼に音楽を防災行政無線で流してほしいというご要望ですが、防災行政無線から17時に流れる市民の歌につきましては、試験放送と機械機器の点検ということで流させていただいているものでございます。機器が正常に作動しているかを判別するためのものでありまして、私どもとしては夕方だけで十分と考えていることを、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>もう1点、先ほどご指摘のありましたとおり、お昼近くはちょうど学校の授業中ということになります。防災行政無線は学校の屋上や校庭に設置されている例が多いため、授業中の子供たちの頭上で防災無線が鳴るような形になってしまうこともあり、難しいものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>
28	参加者 (真弓西)	<p>【さくらの枯れ木対策、星の宮踏切の拡幅工事について】</p> <p>2点質問させていただきます。大平中学校前道路の桜並木についてですが、5月15日に道路河川維持課の方に枯れ木について「どう対処されているのですか」と質問したのですが、回答がありませんでした。桜並木は60年以上経ち、現在はクビアカツヤカミキリが広範囲に発生しているところもあります。今朝も2mぐらいの枯れ木が道路に落ちていて、歩道の方に寄せておきました。幸い交通事故等はまだ出ておりませんが、危険な状況が今発生しておりますし、その対策をどうするのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>もう1点ですが、星の宮踏切の拡幅工事の計画ですが、進展状況についてお聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>桜の枯れ木について、回答が遅れているということで大変申し訳ございません。枯れ木について、一気に切るというわけにはなかなかいきませんので、危険なところから徐々に、枯れ木枯れ枝を切って除去してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお聞きいたします。</p> <p>【都市建設部技監】</p> <p>星の宮踏切改良の件ですが、この場所につきましては、現地に入り事業への補助導入も含めいろいろ考えておきまして、近々着工してまいりたいと考えております。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>要望のありました桜の枯れ木対策につきましては、令和5年8月に、危険な箇所について、数回除去いたしました。</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>星の宮踏切改良について、東武鉄道と現地を確認し、今後の予定について打ち合わせを行いました。 今後、東武鉄道と詳細な設計等の協議を行い、踏切道改良工事の実施に向け、事業を進めてまいります。</p>
29	参加者 (蔵井)	<p>【永野川緑地公園の芝生広場の管理及び同敷地内でのドクターヘリ離発着について】</p> <p>栃木工業のところの永野川緑地公園にある、芝生広場の件でお聞きしたいことがあります。パークセンター東側の芝生広場をグランドゴルフ等が利用できる広場にリニューアルしたと思いますが、現状を見てもらうと分かる通り、かなり雑草が生い茂って使える状況にありません。リニューアル以前の状態に戻りつつあります。整備の担当はどこになるのでしょうか。</p> <p>リニューアルして1年ぐらい経つと思います。私はほとんど毎日緑地公園に散歩に行っていますが、グランドゴルフをやっているのを見たのが2回しかありません。当初計画した段階で、その点は考えなかったのか。</p> <p>また、ドクターヘリが離発着していると思いますが、かなり地盤が柔らかくなっているのので、ドクターヘリの離発着を行うことについて、どのようにお考えかお聞きします。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>永野川緑地公園のグランドゴルフの広場について、管理が行き届いておらず、大変ご迷惑をおかけしております。担当は公園緑地課になります。</p> <p>地元からのご要望があつて設置したと認識しておりますが、維持管理が行き届いていないため、利用頻度が低いということも考えられますので、今後しっかり維持管理をしまして、利用頻度を上げていきたいと考えております。</p> <p>【消防長】</p> <p>永野川緑地公園のドクターヘリの離発着場につきましては、上人橋の上流右岸をランデブーポイントに指定しております。もし危険な場合には、消防の方からドクターヘリを運行管理している所管へ連絡して、適地かどうかを調査していくということになります。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2413】</p> <p>グランドゴルフ利用希望者も徐々に増加しており、更なる利用頻度を上げられるように周知を図ってまいります。</p> <p>また、雑草や除草剤散布については、シルバー人材センターや職員により維持管理をしており、今後もグランドゴルフを快適に利用できるように努めてまいります。</p> <p>【担当課:警防課:TEL 23-0070】</p> <p>永野川緑地公園のランデブーポイントに指定しています上人橋の上流右岸につきましては、現在、整備がなされていない為、ランデブーポイントとして使用していないのが現状となります。現在は代替場所として、永野川緑地公園内の芝生整地をランデブーポイントとして使用しております。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
30	参加者 (真弓中)	<p><b>【都市計画税について、市の見解を聞きたい】</b></p> <p>都市計画税という税金は以前にはなかったと思いますが、合併後取るようになった。壬生町では都市計画税を廃止しています。そのため、いろんな企業が参入し、工場だったりコストコだったりできています。</p> <p>先日、都市建設部長さんと一緒に見てまいりました場所は、水害で古い家はみんな廃墟になり、草が生い茂り、人の住めるような場所じゃなくなったりしている状況です。これから市では都市計画税についてどのような考えを持って、いつ頃まで続けるのか。この辺について、見解を聞きたいと思います。</p>	<p><b>【経営管理部長】</b></p> <p>都市計画税は、都市計画事業と、土地区画整理事業の費用の方に充てるための目的税で、都市計画事業等の事業の費用に限定して使われます。市では都市計画事業の進捗状況やどのような税の使われ方をしたのかについて、丁寧に説明していかなければいけないと認識しており、毎年度ホームページでお知らせをしております。</p> <p>また、都市計画税の見直しにつきましては、課税のあり方について検証していく必要性はあると認識しておりますが、現在約7億から8億の年収があるということで、これがなくなった場合に、都市基盤整備の財源をどのように賄っていけばいいのかという問題があります。</p> <p>先ほどお話がありました通り、市の合併を経まして、平成30年度に不均一課税から均一課税となり、ようやく市民の方にも理解していただけてきたのかなということを考えますと、今しばらくは現行の制度を維持していくことが望ましいというのが、現段階での考え方となります。</p> <p><b>【都市建設部長】</b></p> <p>先日、ご一緒に真弓地区を回らせていただきました。堤防のすぐ脇で大きな被害があったということで、土地の価値が無いとおっしゃられているとは思いますが、今後堤防が整備されて水害が起きにくくなった際には、地元の方と合意がとれれば再検討していきます、その地域・地区のあり方をどうしていくのかを考えていくのもいいのかなと考えております。</p> <p>また、都市計画税の使い道につきましては、今後、当該地区にも下水道の整備等、都市計画事業の予定もされているところがございますので、その点についてご理解いただければと思います。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>  <b>【担当課:税務課:TEL 21-2271】</b>  <b>【担当課:都市計画課:TEL 21-2431】</b></p>
31	参加者 (中央町第1)	<p><b>【自治会の敬老行事のための名簿閲覧について】</b></p> <p>コロナがある程度落ちついたということで、今年度敬老祝賀会を実施する方向で動いており、80歳以上の名簿を閲覧することはできましたが、当自治会はどのような訳か75歳以上ということはずっと継続して行っており、毎年全世帯にアンケートをお配りして、来年の3月30日までに75歳になる方を調べています。</p> <p>今日、コンピューターシステムの問題で、80歳でないリストアップができないような話を聞きました。自治会により、80歳以上を対象にしているところがあれば、75歳以上を対象にしているところもあるので、75歳以上の名簿閲覧にも対応できるようお願いします。1週間とか10日後に出せるような、そういう閲覧ができるシステムはできないのか。</p> <p>毎年、非常に調べるのが大変な状況になっておりまして、今の時代ですから、コンピューターシステムでいくらでもできると思いますので、お願いしたいと思います。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>敬老会につきましては、各地域で75歳のところもあれば80歳のところもあるということで、今お話の通りの状況かと思っております。市では、80歳以上の方1人につき1000円を、各自治会が敬老会を開くための助成という形で出しており、そのための参考として、80歳以上の方の名簿を、総合支所あるいは市役所本庁で閲覧し、人数の確認をしていただくという方式をとっています。</p> <p>75歳以上で出せるかという要望につきましては、システム上からすれば出せる部分はあると思いますが、情報公開や個人情報保護の観点で難しい面もあると思いますので、その部分は持ち帰って検討させていただきたいと思っております。</p> <p>なるべく要望に沿いたいとは思いますが、なかなか難しい事情もあるという点については、ご理解いただければと思います。</p>	<p><b>【担当課:高齢介護課:TEL 21-2241】</b></p> <p>80歳以上の名簿閲覧に関しては、市(高齢介護課)で行う「敬老事業」遂行のため、閲覧を許可しているという状況であります。</p> <p>ご質問のありました、自治会が行う事業につきましては、市(高齢介護課)で行う「敬老事業」に該当しないことから、必要以上の個人情報の開示に該当すると考えられ、「閲覧は適当でない」と判断します。(質問者には、電話で回答済み)</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
32	参加者 (真弓中)	<p>【旧栃木蛭沼街道の速度制限について】</p> <p>旧栃木蛭沼街道についての質問です。私の住んでいる場所は、栃木から水代方面に向かう時は進入禁止となっておりますが、守らずに入ってくる人が結構おられます。諏訪神社から真弓の大環舎前までの間は、小学生がたくさんいる地域です。その間を、スピードが抑えられるようにして頂きたいと思います。市役所の周りは速度制限になっていますが、そのように小学生が安心して歩けるような道路にしたいなと思って、昨年度白線をひいていただきました。</p> <p>スピード低減という形で、何キロというような数字は入れられないかもしれませんが、事故が以前3回もあり、死亡者も出た通りであるため、速度制限していただければ、小学生も安心して通れるかなと思っております。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>お話のありました速度制限につきましては、権限は県の公安委員会になりますので、この区間が大変危ないということで、具体的に後で教えていただければ、警察を通してご要望をお伝えしたいと思います。</p> <p>なお一般的にですが、速度制限や進入禁止についてのご要望は、自治会の全員の方が同意していないと、なかなか実現が難しい状況ではありますが、場所をお聞きした上で警察の方にお伝えし、また必要なことがあればご連絡を差し上げたいと思います。</p>	<p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>ご要望のありました速度制限につきましては、交通防犯課で現地確認のうえ栃木警察署へ要望をお伝えいたしました。</p>
33	参加者 (土与)	<p>【防犯灯設置申請の締切延長について】</p> <p>防犯灯の件について、自治会の方で、防犯灯の設置のお願いをしたと思いますが、締め切りが6月30日までということでした。お願いを来週あたりまでに延ばすことはできるのでしょうか。場所については、後日連絡するようになると思いますが、その点お聞きしたいと思います。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>各自治会長様には6月末までの提出をお願いしておりますが、具体的な事務につきましては、6月末までに集まったものを、全部担当の方で現地調査をした上で、重要度の高いものから実施する形になっております。</p> <p>6月の締め切りが終わってから、すぐ全部を調査するわけではありませんので、ご相談をいただければ、ある程度は対応できると思います。あまり遅れてしまうと他の調査もございますので、あとどれぐらいかかるのか、私の方にご相談いただければありがたいです。終了後、お声掛けしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>	<p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>ご相談のありました防犯灯につきましては、令和6年1月に設置をいたしました。</p>
34	参加者 (川連)	<p>【地域未来ビジョンの周知について、地域会議・まちづくり実働組織とはどういった組織なのか】</p> <p>6月1日の下野新聞に「市の地域未来ビジョン」の記事が掲載されていましたが、地域未来ビジョンの周知は既にされているのか、もしされてないようだったらいつ頃周知されるのか教えていただきたいです。また、その記事中に地域会議とまちづくり実働組織という組織の記載があり、これがどういうものなのか、簡単にご説明いただければと思います。</p> <p>また、私は新聞で知りましたが、新聞を購読していない方もいらっしゃいます。また、高齢の方やパソコンなどにアクセスできない方もいらっしゃいます。そういった方に対する周知をどう工夫するのか、考えていただきたいです。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>地域未来ビジョンにつきましては、各戸配布はしておりませんが、市のホームページで公開しております。</p> <p>地域会議につきましては、地域住民により構成された市の諮問機関、地域の諮問機関ということになります。地域のまちづくりに関する意見などを市政に反映することで、市民による身近なまちづくりを推進することを目的に設置しているというのが地域会議になります。任期は2年で大体15名の方が地域会議の委員さんでいらっしゃいます。</p> <p>実働組織につきましては、地域のまちづくりを推進するために、地域内の各種団体や地域住民で構成された、地域の課題の解決や活性化のために、自ら企画し行動する団体のことを指しております。現在市内各地域で、13の団体が活動しています。</p> <p>また、周知の方法につきましては、皆様が目に触れる形でできるかどうかも含めて、今後検討させていただければと思います。</p>	<p>【担当課:地域政策課:TEL 21-2453】</p> <p>地域会議や地域未来ビジョンにつきましては、市のホームページで公開しているほか、職員が市政情報を発信する番組「Report Tochigi」において、令和5年8月に1か月間ケーブルテレビで放送するなど、周知に努めております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、パソコンやケーブルテレビでは一部の方には見られない状況でありますので、今後、「広報とちぎ」において、あらためて周知させていただきます。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
35	参加者 (西野田)	<p>【ふれあいバスの車体、車内広告が少ない、ふれあいバス全体の管理の見直しについて】</p> <p>ふれあいバスの件で質問です。栃木市の場合、車体広告・車内広告がないと思います。企業の協賛をもっと募るべきだと思います。小山のコミュニティバスでは、市内にある東武トップツアーさんが、スマホを使った定期券や回数券をやっています。多分栃木市にも打診はあったと思うのですが、他自治体に比べて管理が出来ていないように感じます。</p> <p>また、バス停の表記に関しても、例えば樋ノ口にあるラウンドワンは違う建物になっていると思いますが、それが今でもラウンドワンのままになっていたり、更地がレストランのやまと前となっていたり、栃木市は全体的に管理がなっていないと思っています。</p> <p>令和5年度のふれあいバスの見直しについては、年明けあたりにホームページに載っていきまして、停留所の名称の変更についてはお金がかかるから、大規模な路線を見直すときにしかやらないと書いてありましたが、お金がかかるからやらないというのは市役所としてどうなのかと思います。また、車両が結構古い、ぼろぼろと言っては失礼だが他の自治体と比べて古い、ふれあいバスの全体的な管理の見直しについてよろしく願いいたします。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>皆様にご利用いただけるよう、頂いたご意見につきましては、検討させていただきたいと思っております。</p> <p>また、停留所名につきましては、1ヶ所名前を変えるだけで100万円単位の金額がかかります。令和7年度に新たに変えていく計画でございますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>なお、利用者の方からは、今のところは名前が違うから分からないというようなお声はいただいていない状況でございますが、今後につきましても、市民の皆様が積極的にご利用いただけるようなバス路線を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>	<p>【担当課：交通防犯課：TEL 21-2153】</p> <p>車内広告につきましては、バス車内に広告募集のチラシを掲載するなど、運行事業者と連携し、周知を図ってまいります。</p> <p>また、スマホを使った定期券等につきましては、導入や維持に多くの費用が掛かることから、主に利用が想定される高校生等の紙の定期券との費用対効果を検証し、導入を検討してまいります。</p>
36	参加者 (西野田)	<p>【給食費の無償化について、】</p> <p>私は、未だに給食費の完全無償化に疑問を抱いています。給食費無償化により、少子化対策になる、人口流入が見込めるというのは、少々無理があるのではないかと思います。最近の状況を見ると、世の中全体で給食費というのは無償化に向かっていくのだろうかという認識をしているところです。</p> <p>給食費の無償化により、将来にわたって借金が増えていくと思いますが、それを誰が負担するのか、子育て支援と言っておきながら、結局は今の子供たちへ将来負担を背負わせることになるのではないかと思います。給食費の無償化というものが、人材育成として本当に有効なのか、その検証をしてもらって、確認していただきたいと思っております。</p> <p>また、私が懸念しているのは、給食の食べ残し、残飯です。ある10万人規模の自治体では、年間の小・中学校の給食の残飯が年間34トンというデータを見ました。栃木市の方が人口多いので、それ以下ということはないと思います。タダで提供されているのだから残しちゃ駄目だと思ってくれたらいいのですが、小中学校のお子さんを持つ親御さんで、頼んでもいないのに勝手に給食を出され、金を払ってなんだとか、金を払っているのに「いただきます」って言うのはどういうことだと言う人がいるようです。そういう大人を見ている子供たちに、果たして残してはいけないという道徳心があるのか疑問です。そういう意味でも、やはり食べる側にも責任を残した方が良くはないかと、私は思っています。</p>	<p>【教育次長】</p> <p>給食費の無料化に関しましては、子育て世代の経済的な負担を軽減して出生率を向上させる、あるいは若い世代の定住促進を図っていくということで、地域社会全体で子育て支援を行うという方策としては、大変意義のあるものだと考えているところです。</p> <p>また、食品ロスに関しては手元に具体的な数字がないので、数字の方のお答えは差し控えてさせていただきたいと思っております。本市といたしましても、食育等を通して食の大切さ・ありがたみ、そういったものを子供たちに伝えていながら、安全安心な学校給食を提供してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>【生活環境部長】</p> <p>食品ロスの問題につきましては、「3キリ運動」と言いまして、ゴミを捨てるときに水を切っていただく「水キリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、買った食材を全部使い切る「使いキリ」という、「3キリ運動」というのを進めております。これはご家庭でもですが、生ゴミというのは約8割が水分で、水分をできるだけ減らしていただきたいと、給食とは別にご家庭でもそういった運動を勧めておりますので、引き続き周知してまいりたいと思っております。ご協力よろしく願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：保健給食課：TEL 21-2480】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
37	参加者 (新第3)	<p>【体育祭についての会議等の進め方、会議録の作成について】</p> <p>体育祭についての事前質問が2つありますが、大平地区の総会に出まして、そのときの結論が、自治会単位での対抗戦の形を取らずに、自由参加を前提としたニュースポーツを中心とした体育祭に移行したいけれども、この会議で結論が出ない。事務局で再検討してくださいというのがその会議の終わり方だったと承知しております。</p> <p>しかし、事前質問の回答では、既に決まったこととして書かれてあります。いつ誰がどのような形で決めて、どのように自治会長に周知されたのか。</p> <p>大平地区のスポーツの会議だけでなく、いくつかの会議に出席させていただきましたが、開催案内が来て出席しても、その後の議事録を拝見したことがない。会議を開催したら、課題が残った場合に、誰がいつまでに何をやるのかということ、議事録できちっと周知するというのが当然のことではないかと思っておりますが、それをやっていただきたい。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>ご質問の体育祭の関係ですが、おっしゃる通り、自治会長とスポーツ協会の方で話し合いをしましたが、なかなか結論が出ないという状況だったかと思いますが、再度こちらでも確認をさせていただいて、改めてご回答させていただきたいと思っております。</p> <p>また様々な会議時の議事録についてですが、議事録といかなくとも、決定事項なりそういったものを今後発信できるように、調整をさせていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>	<p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p> <p>体育祭の実施・運営等については、大平地区スポーツ協会総会において、評議員である自治会の皆様から様々なご意見が出ましたが、今までのような自治会単位での参加は難しいとの意見が多くありました。</p> <p>自治会長等からの意見を受けて、最後にスポーツ協会長が「個人での参加で検討していく」と方向性を示し、評決は取りませんでした。異論が出なかったことから、その後のスポーツ協会の理事会において、自由参加型のスポーツイベントにすることを決定いたしました。改めて自治会長に通知をもってお知らせすることはありませんでしたが、自治会長の負担軽減を考え、イベントチラシの全戸配布により周知させていただきました。</p> <p>【担当課:地域政策課:TEL 21-2453】</p> <p>市においては、多種多様な会議が開催されており、それぞれ議事録を作成しておりますが、特に市民の皆様にご周知すべき内容につきましては、必要に応じて情報発信に努めてまいります。</p>
38	参加者 (新第3)	<p>【私道の整備及び私道の寄附受入れについて】</p> <p>事前質問の中で2つの自治会から私道含めた道路整備の話が出ていますが、今私が住んでいるところも栃木市道の認定を受けていない私道が非常に荒れています。道路を通行する際に転んで怪我をした場合、高齢者の場合は一旦転ぶと大怪我になりかねません。</p> <p>そういった事も含めて、市へ道路整備をお願いしましたが、これについてどうお考えなのか伺いたい。事前質問についての回答を見る限りでは、私道の整備については、補修等で軽微な穴のあいたところの手直しはしますという話だけで、かつそれはどういう根拠が分かりませんが、1回限りと回答にあります。地域住民、この栃木市に住んでいる人たちの安心安全、それから高齢化ということを踏まえて考えていけば、こういう回答にはならない。</p> <p>私道を栃木市道として寄附したいという提案もしましたが、それも受けていただけません。高齢者が本当に危ない状況にありますので、栃木市道として寄附を受けてくれてもいいのではないかと。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>私道につきましては基本的には、まずは土地の所有者に管理していただくというのが原則となっております。危険排除の観点から、1度市の方で穴など、そういった補修はさせていただいておりますが、その後は私道を使っている方々の話し合いによって解決していただきたいと考えておりますので、そこは何卒ご理解いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>また、私道の市への寄附受け入れにつきましては、やっていないわけではなく、私道の受け入れの基準がございます。その基準を満たしていただければ、寄附をいただいて、その後の管理は市の方でやっていきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2403】</p>
39	参加者 (真弓中)	<p>【QRコードの勉強会を開催してほしい】</p> <p>QRコード読み取りについての質問をしたいと思っております。栃木市民大学で出た話なのですが、QRコードはなかなか年配者には使いこなせない。やったことがないという人もいます。QRコードの勉強会を、開催していただくとうりありがたいという話を聞いてきましたので、質問させていただきます。年配者になると、なかなか簡単にできない。なじみがないということだと思っておりますが私もできない。分かりやすい勉強会をしてもらえればありがたいと思っております。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>QRコードは、最近あらゆるところで見かけるようになりました。スマートフォンのカメラで四角い記号の二次元コードを読み取ると、自分で入力しなくても、サイトに行ってお買い物などが出来たり、飛行機に乗るのにも、スマホでQRコードを聞いてかざすと搭乗ができたり、お買い物でのキャッシュレス決済など、世界中でQRコードが広がっているところでございます。</p> <p>しかしながら、ご指摘の通り、便利な一方これを使えないという方へのフォローというのも、併せてやっていかないとなりません。スマホをお持ちであれば、QRコードは非常に簡単に使える便利な機能だと思っておりますので、いろんな手段を通して、QRコードの使い方はこんな形ですと、簡単な説明もしていければいいかなと思っております。非常に便利な反面、使えない人に対してどうするのかということについては、丁寧な対応が必要かなと思っております。</p>	<p>【担当課:広報課:TEL 21-2317】</p> <p>ご意見を受けまして、広報とちぎ令和5年9月号(8月18日発行)紙面にて、「2次元コードの読み方・使い方」と題し、2次元コードの説明及び読み取りの方法などの記事を掲載いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
40	参加者 (真弓中)	<p><b>【栃木市職員のマイナンバーカード取得率について】</b></p> <p>マイナンバーカードの件ですが、現在市役所の職員の方の取得割合は何%ぐらいなのか伺います。実際使うのも市役所で使うぐらいで、もっと使う場所があるのでしたら便利だと思いますけど、栃木市ではどんな状況なのか、教えていただければありがたいと思います。</p>	<p><b>【総合政策部長】</b></p> <p>現在の取得割合は、市全体では71%ぐらいになります。市の職員についても、率先して取得して欲しいということで普及を図っておりまして、市職員の取得割合は約92%という状況です。ただし、前提となりますのは、強制ではなく、非常に便利なものだという点で、よく理解して取って欲しいということで進めております。</p> <p>今財布の中に、保険証、免許証など色々なカードが入っていると思いますが、マイナンバーカードは将来的には紐づけられまして、マイナンバーカード1枚あれば、一括でそれが済んでしまうような、便利なデジタル社会のパスポートというふうに言われております。</p> <p>具体的には、市役所まで来庁せずに、コンビニで住民票が取れます。また、保険証の代わりになると、今までの自分の病歴などを説明しなくてもお医者さんの方で把握できるようになります。また、役所の手続きの中で、医療費の上限、高額療養費とかそういうものが入院するとあるのですが、それらの手続きが自動といいますか、改めて申請書を書かなくてもできるなど、便利になっていくとされています。マイナンバーカードの便利になる面をお伝えして、市としても普及を図っているということでございます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>  <b>【担当課:総合政策課:TEL 21-2301】</b></p>
41	参加者 (榎本)	<p><b>【空き家のデータベース化について】</b></p> <p>私達の自治会では、加速度的に空き家が増えてきています。自治会長をしていた当時、ある1軒が家庭裁判所へ、相続人全員が放棄申請出され国有財産になりました。その後、市の条例などを読んでいたうちに、こういった事例は榎本の自治会だけの状況ではないと思いました。</p> <p>大平町を回ってみると、空き家が多くなっているように見えました。民生委員さんと話す機会があり、空き家の調査をやっているかどうか聞いたところ、やはりやっているようです。少子高齢化もあり、空き家の問題は市民にとって身近な問題になっていると思いますが、市では空き家についてデータベース化されているのでしょうか。</p> <p>大平地域から東京方面への人口流出によって、様々な問題が生じています。空き家の問題は地域住民にとっては大きな問題です。もしデータベースがなければ、作成をしたらいかがでしょうか。行政の力を借りないと、所有者が判明できません。栃木市で人口が減っているのは間違いありませんし、そういったことも考えると、なるべく早く着手して、市民から問い合わせあったときにスムーズに処理ができる、市民に温かい行政であって然るべきだと思います。</p> <p>また、大平町だけでは何件ぐらいあるのでしょうか。もし分かりましたら教えてください。</p>	<p><b>【都市建設部長】</b></p> <p>栃木市独自の取り組みといたしまして、空き家対策の対象となる戸建て住宅の外観目視により、5年に1回、実態調査を行っております。</p> <p>平成27年度ですと2007件、令和2年度ですと1740件が確認されております。5年間では267件ほど減少していますが、空き家バンクの登録や、解体補助といった取り組みにより減少しているということが確認されております。</p> <p>ただ、今ご提案いただいたデータベース化については、現在は行っておりませんので、今後市として何ができるかというのは課題として考えてまいりたいと考えております。</p> <p>また、昨年度より、空き家対策発生予防セミナーを開催しておりますので、こういったものを広く周知して、まず空き家を発生させないという、事前に解決できるように取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、大平町での件数につきましては、地区ごとのデータがたまたま手元にございませんので、調べさせていただきたいと思っております。</p>	<p><b>【担当課:建築住宅課:TEL 21-2452】</b></p> <p>データベース化につきましては、市内全ての空き家を把握し、まとめたものがあるわけではありませんが、5年に1回行っている実態調査における空き家の一覧、建物ごとのカルテおよび地図への位置表示、市民等から寄せられる相談等の経過等をまとめた一覧、空き家バンクの一覧等がありますので、現在、それら一覧等をひとつにまとめたデータベース化を進めているところです。</p> <p>なお、令和2年度の実態調査における大平地域の空き家数については、163件確認されております。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
42	参加者 (西野田第1)	<p>【動画配信サイトにあげられている市議会の動画について】</p> <p>市議会定例会だと思えますが、議会の様子を YouTube などの動画でも見ることができるので、今日いらっしゃっている広瀬議員、川田議員、小久保議員のご質問の内容を拝見しておりますが、一つひとつの尺が長いと思います。例えば、休憩時間や合間の時間も含めて、アップロードされています。</p> <p>ケーブルテレビで放送しているので、そのままアップロードしているからそうなっていると思うのですが、動画等では休憩時間等を切っただけであれば見やすいと思います。また、議長さんが、〇〇議員の質問に対する事務局の答弁を求めますとか、再質問に対し当局の答弁を求めますという部分に対しても動画内で端折ってもらった方が見やすいかなと思います。そのあたりを含め、動画で見やすい編集をしていただくよう提案したいと思います。</p>	<p>【副市長】</p> <p>議会の情報発信についてのご提案をいただきましたが、実際どのような編集が可能なのかというところは、今日は議会事務局が来ておりませんので、私の方で承り、議会事務局に相談していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【担当課:議事課:TEL 21-2505】</p> <p>令和5年6月定例会より、YouTube で配信しております動画にチャプター(議員名等の目次)を設定いたしました。チャプター(議員名等の目次)を選択いただきますと、選択した部分から動画の再生が開始いたします。</p> <p>なお、YouTube とは別に、栃木市議会の動画配信サイトにおいて、編集した本会議の動画を配信しておりますので、ご覧ください。</p> <p>(栃木市議会録画配信サイト URL)  <a href="https://smart.discussvision.net/smart/tenant/tochigi/WebView/rd/council_1.html">https://smart.discussvision.net/smart/tenant/tochigi/WebView/rd/council_1.html</a></p>